

東京港臨港地区の分区の変更（案）について

1 分区の変更の内容

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条の規定に基づき、東京港臨港地区の分区の変更を別図のとおり行う。

2 分区の変更の理由

港湾計画の変更において、土地利用計画が見直されることに対応し、分区の変更を行うものである。

3 箇所

地区	所在
13号地	江東区青海三丁目の一部（別図のとおり）

4 臨港地区分区別面積増減表

（単位：ヘクタール）

分区	既指定	新規指定	分区変更	解除	合計
商港区	630.4	0.0	0.3	0.0	630.7
修景厚生港区	25.6	0.0	△0.3	0.0	25.3
上記以外	392.9	（変更なし）			392.9
合計	1,048.9	0.0	0.0	0.0	1,048.9

（注）表示未満は四捨五入した。

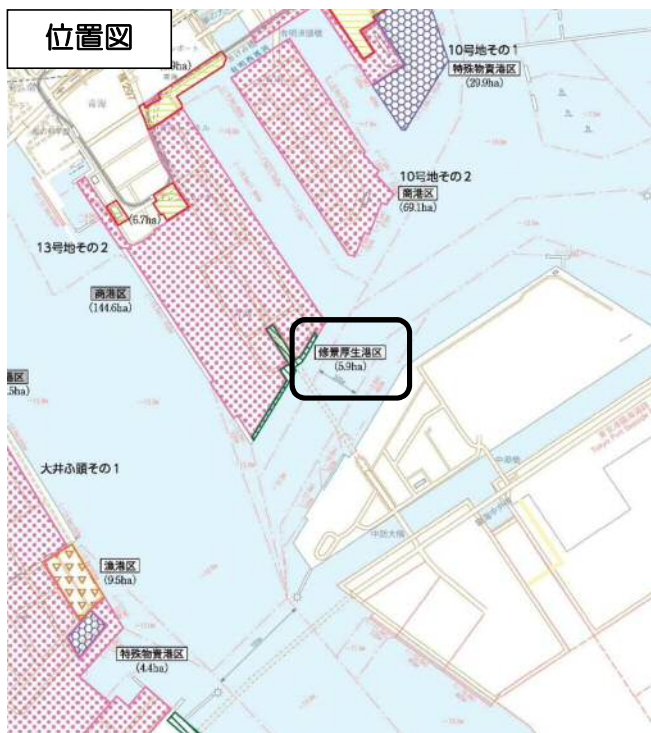
臨港地区の分区の変更

別図

地区	新分区	旧分区	所在	面積 (ha)	変更理由	土地利用計画
13号地	商港区	修景厚生港区	江東区青海三丁目の一部	0.3	コンテナふ頭用地として利用するため	ふ頭用地

※商港区内の「港湾環境整備施設」である海上公園の面積の増減は含まない。

位置図



詳細図

